

担い手農業者との意見交換概要

平成30年3月 (公財) 群馬県農業公社

担い手農業者から寄せられたご意見及び機構からの回答のうち代表的なものを記載しています。

- 1 農地中間管理事業については、地元で説明するのが難しいので、集落単位等で座談会を開けないか。(H29.4.28 出席者数 30 人)
→集落単位での座談会等には、是非とも対応させていただき、農地中間管理事業の説明をさせていただきたい。
- 2 現場では農地は余っていると言われるが、実際は遊休農地で耕作し難い農地が余っているもので、使いたい農地は足りないのが現状である。自分の希望する農地でも他人が先に借りてしまえば借りられない。良い農地ほど先に取られてしまい借りられない状況にある。今は自力で借りている。中山間地域の限られた農地は取り合いで、農地を紹介されるが、自分の条件に合わない農地ばかりである。優良農地を所有している農家は、長期の貸し借りは嫌がる。常に良い条件で貸している。しかし、遊休農地は長期で貸したがらる。それは条件が悪いからであり、そうした農地はまとめて整備して貸し出せば良いのではないか。担い手にアナウンスするより、出し手に説明し、地主にまとめて出してもらった方が良いと思っている。(H29.7.14 出席者数 12 人)
→土地改良法が改正され機構関連事業が創設されたので、この事業を推進していきたい。また、農地の出し手に対するアプローチとして機構集積協力金の活用を一層推進していきたい。
- 3 空いている農地を所有している人は勤め人が多く、農業に対して理解・関心がない。そのまま借りてくれれば良いと思っている。手続きをするのが面倒くさいと言う人も。土地を遊ばせている人ほど理解がなく、面倒くさがらる。地主にメリットがあれば違うかと思うが。一人から農地を借りると、その隣、そのまた隣も借りてくれと言われる。自分から借りたいと言わなくてもどんどん増えてしまう。しかし、そうした人に農地中間管理事業で手続きをしてくれと言うと「それならいらぬ」と言われる。正式な手続きで借りれば「免税軽油」の対象になりこちらも助かるのだが正式にしたい人が多し。農地中間管理事業のことが末端まで周知されていないと感じる。(H29.7.27 出席者数 10 人)
→農地の出し手に対するメリットである経営転換協力金があるが、周知不足のようであるので、機構としても出し手に対する周知方法を工夫したい。

- 4 公社で借りられないような農地は地域でも耕作してもらえない。耕作放棄地になりかけているような農地も公社には積極的に借り入れてもらいたいがどうか。
(H29.8.22 出席者数 89 人)
→一定の条件はあるが、県単で耕作放棄地を解消する事業があり、事業を実施して耕作放棄地を解消したのちに公社が借入を行うことも可能となっている。
- 5 中間管理事業や耕作条件改善事業に地区で取り組みたい場合、何から始めればよいのか。(H29.8.23 出席者 50 人)
→まずは、区長さんや役員さんが地区に持って帰っていただき、農業委員や地区の方と総会など話し合いの場で、こういった話があると話題にして、皆さんで相談をしてほしい。そして、詳しい話が必要であれば、役場からも機構からも説明に伺うので、集まりに是非呼んでいただきたい。
- 6 中山間地においては、担い手がないところが多いが、そういう所はどうしたらいいのか。(H29.11.10 出席者数 30 人)
→機構事業では、借り手が見つからない農地は公社HPにて公表することとしているが、借りて貸すというのが基本。そのため貸す相手がない場合は、事業活用が厳しいため、担い手をどうするのかを考えていく必要がある。それには、担い手を外から呼ぶのか、自分たちの中で何とかするのかについて、地域で話し合ってもらいたい。「人・農地プラン」の策定に係る地域の話し合いにも、そういう意味合いがある。
- 7 中間管理事業による貸借期間は、原則 10 年という期間設定が長すぎるため、中間管理事業の活用が進まない要因となっている。原則を 5 年としていただきたい。
(H29.11.27 出席者数 32 人)
→貸借期間については、担い手が長期にわたって安定した経営を行うため、原則 10 年をお願いしているが、それでは長すぎるという意見もあり、現在、貸借期間は 5 年まで短縮できる運用としている。
- 8 機構は担い手が決まっていない農地も管理してくれるのか。(H30.1.14 出席者 20 人)
→「貸付希望申出書」を提出しただけでは、正式に借り入れたことにはならない。相手が決まっていなくても借り入れせざるを得ない場合は使用貸借契約を結び管理することになる。